

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内博貴

第16条第1項中「(以下「局長」という。)は」の右に「, 別に定めるところにより」を加える。

第21条第2項中「必要に応じ」を、「別に定めるところにより」に改める。

別表第1 2局警防本部の項中「部隊に」の右に「, 北部方面統括指揮隊1隊」を加え、同表3局警防本部の項中「部隊に」の右に「, 北部方面統括指揮隊1隊」を加え、同表4署警防本部の項中「50隊」を「48隊」に、「86隊」を「88隊」に改め、同表備考2を削り、同備考1中「会計年度任用職員以外の」を削り、「全員」の右に「(別に定める者を除く。)」を加え、同備考1を同備考とする。

別表第4警防本部別の項中

1		1			2	1		1			2
---	--	---	--	--	---	---	--	---	--	--	---

を

2		1			3	2		1			3
---	--	---	--	--	---	---	--	---	--	--	---

に、

4		1	4
---	--	---	---

を

3		1	5
---	--	---	---

に、

3		1	4
---	--	---	---

を

2		1	5
---	--	---	---

に、

50	1	12	86
----	---	----	----

を

48	1	12	88
----	---	----	----

に改め、同表増強部

隊合計の項中「13」を「14」に、「60」を「61」に、「88」を「89」に、「50」を「48」に、「86」を「88」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)